

## 商店街・市場「応援隊」派遣事業（事務取扱）

神戸市商店街連合会  
神戸市小売市場連合会

### 【1】「応援隊」の募集及び登録

#### 1. 趣旨

神戸市商店街連合会と神戸市小売市場連合会（以下、「連合会」という。）は、神戸市の上記事業を受託し、高齢化や人手不足等により活性化策を見出せない商店街・小売市場（以下、「市場」という。）に対して、課題の掘り起しや活性化に向けた取り組みをサポートし、市民の暮らしに身近な商店街・市場の機能強化を図るため、審査を経て登録した「応援隊」事業者を商店街・市場に派遣する事業を実施する。

#### 2. 応募要件

次のすべてを満たす方

- (1) 神戸市内の商店街・市場を訪問し、課題解決に向けて商店街・市場と一緒に事業の取り組みができること。
- (2) 神戸市産業振興財団が実施している経営技術診断等専門家に登録していないこと。
- (3) 応募動機並びにこれまでの活動実績、得意とする商店街・市場への支援内容等から判断して、「応援隊」として適当であると認められること。

#### 3. 業務内容

商店街・市場からよろず相談員へ派遣の希望があった場合に随時派遣業務を依頼

- (1) 対象者：商店街・市場（神戸市内）
- (2) 応援隊派遣費：1回あたり 20,000 円
- (3) 1回の派遣時間の目安：2時間～半日

#### 4. 登録期間

平成 27 年 5 月 20 日（※）～平成 30 年 3 月 31 日まで ※個別対応の場合有

### 【2】「応援隊」の派遣

#### ①派遣の希望

- ・商店街・市場から派遣希望の電話・FAX・メール等があった場合、よろず相談員は、相談受付兼「応援隊」顔合わせシート（様式第3号）を作成する。

#### ②「応援隊」への派遣依頼

- ・よろず相談員は（様式第3号）を「応援隊」へ送信し、商店街・市場との顔合わせ要請を行う。
- ・顔合わせの費用は発生しない（交通費などは応援隊の自己負担）。
- ・「応援隊」は顔合わせ時に、支援内容や派遣回数等を商店街・市場と相談の上、決定する。
- ・顔合わせ後、「応援隊」は連合会へマッチング可否の報告を行う。  
→可の場合、「応援隊」派遣事業実施計画書兼派遣申込書（様式第4号）の作成へ  
→否の場合、希望した商店街・小売市場に連絡し、支援方法を再検討

### ③派遣開始

- ・商店街・市場と「応援隊」は、「応援隊」派遣事業実施計画書兼派遣申込書（様式第4号）を作成し、連合会へ提出する。
- ・連合会は、内容が適切と判断した場合、（様式第4号）に承認印を押印し、留意事項を記した文書と併せて商店街・市場へ返送する。
- ・商店街・市場は（様式第4号）に記入した受益者負担金（2,000円×派遣回数）を連合会へ支払う。
- ・連合会は入金確認後、派遣を開始する（50回まで／1団体）。
- ・「応援隊」は派遣1回ごとに「応援隊」派遣事業日報（様式第5号）を提出する（商店街・市場の押印要）。ただし、FAX可。応援隊派遣費用の請求時に原本提出。

### ④派遣計画の変更・中止

- ・商店街・市場と「応援隊」から「応援隊」派遣事業実施計画変更・中止承認申請書（様式第6号）を連合会へ提出。
- ・連合会は内容が適切と判断した場合、提出された（様式第6号）に承認印を押印し、留意事項を記した文書と併せて、商店街・市場へ返送する。
- ・変更・中止内容に応じて受益者負担金の請求・返還をする。

### ⑤派遣費用の支払い（月毎）

- ・連合会は、「応援隊」からの請求書（様式第7号）、商店街・市場押印済みの「応援隊」派遣事業日報（様式第5号）原本の提出を受け、翌月末日までに振り込む。

### ⑥派遣終了後

- ・派遣終了後、「応援隊」は、商店街・市場押印済みの「応援隊」派遣事業報告書（様式第8号）、日報（様式第5号）各原本を連合会へ提出する。
- ・商店街・市場は「応援隊」派遣事業アンケートを記入し、連合会へ提出する。

### ⑦派遣費用（最終回分）の支払い

- ・連合会は、（様式第8号）（様式第5号）の内容が適切と判断した場合、応援隊からの請求書（様式第7号）の提出を受け、速やかに最終振込を行う。

## 【3】受益者負担金の徴収

### ①徴収金額

- ・連合会は、派遣先の商店街・市場から、派遣1回につき2,000円を徴収する。

### ②徴収方法

- ・（様式第4号）に承認印を押印し、商店街・市場へ返送した後、速やかに徴収する。入金確認後に派遣を開始する。
- ・商店街・市場は、派遣回数にかかわらず原則として一括振込で支払う。振込手数料は商店街・市場が負担する。

## 【4】「応援隊」派遣費用の支払

### ①支払金額

- ・連合会は、「応援隊」派遣1回につき20,000円を支払う。

### ②支払方法

- ・連合会は（様式第8号）（様式第5号）を受領し、内容が適切と判断した場合、請求書（様式第7号）の提出を受け、翌月末日までに派遣費用を支払う。振込手数料は連合会が負担する。